

(18) 帳簿対象事業者の拡大（令第6条の4）

帳簿の備え付けを義務付ける事業者に、次に掲げる者を追加することとされた。

- ①産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
- ②その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者

(19) 廃石綿等の埋立処分基準の強化（令第6条の5）

廃石綿等の埋立処分に係る特別管理産業廃棄物の処理基準を強化し、次によることとされた。

- ①大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。
- ②埋立処分は、最終処分場（令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。
- ③埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

(20) 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（令第27条）

都道府県知事の管轄区域のうち、一の政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者に係る許可に関する事務は、当該都道府県知事が行うこととされた。

ただし、事業の用に供する施設として地域に固定されている積替施設を設置して収集運搬を行おうとする場合については、現行どおり当該区域を管轄する指定都市の長等の許可を受けなければならないこととされた。

また、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可についても同様の合理化措置を講じることとされた。

平成25年改正分

平成25年6月1日施行

(1) 特別管理産業廃棄物の追加等（令第2条の4）

ア 特別管理産業廃棄物の追加

ばいじん、汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ(特定の施設において生じたものに限る。)及び廃溶剤(1,4-ジオキサンに限る。)である廃油若しくは、これらの廃棄物を処分するために処理したものであって、1,4-ジオキサンを環境省令で定める基準を超えて含むものが新たに特別管理産業廃棄物に追加された。

イ 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更

1,1-ジクロロエチレンを含む産業廃棄物(1,1-ジクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものを含む。)に関する特別管理産業廃棄物の判定基準については、廃酸又は廃アルカリ以外のものについては溶出濃度を1mg/L、廃酸又は廃アルカリに該当するものについては含有濃度を10mg/Lとされた。

(2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準（令第6条、令第6条の5）

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準について、1,4-ジオキサンを含むものについては、溶出濃度で0.5mg/Lとし、また、1,1-ジクロロエチレンを含むものについては、溶出濃度で0.2mg/Lから1mg/Lに変更された。

平成27年改正分

平成27年8月6日施行

(1) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（法第15条の2の5）

産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合に必要な都道府県知事への事前の届出について、非常災害のために必要な応急措置として行う場合には、事後に届け出ることで足りるものとされた。

平成27年11月24日施行

(1) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例（規則第12条の7の16）

非常災害時において、産業廃棄物処理施設で受け入れる災害廃棄物について、排出現場から仮置き場まで運び出されるまでの間、一律に、他の一般廃棄物と分別して収集することを求めることとなり、迅速な災害廃棄物の処理に支障を生じるおそれがあったことから、非常災害時に市町村から委託を受ける等により災害廃棄物の処理を行う場合に限り、処分までの間に他の一般廃棄物と分別されたものについては、当該一般廃棄物が他の一般廃棄物と分別して収集されたことを求めないこととされた。

平成27年12月14日施行

(1) PCB使用廃安定器に係る処理基準等の改正（規則第8条の10、規則第8条の13）

特別管理産業廃棄物の積替えに係る基準及び保管基準において、PCB汚染物であって環境大臣が定めるもの（環境大臣が定めるPCB汚染物（平成27年環境省告示第135号））について、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこととされた。

(2) 低濃度PCB廃棄物の焼却に係る技術上の基準及び維持管理基準の改正（規則第12条の2、規則第12条の7）

令7条第12号に定める廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設の技術上の基準及び維持管理基準について、現下においては、いずれの基準についても、PCB廃棄物の燃焼条件を1,100℃以上で2秒以上滞留と規定しているところ、低濃度PCB廃棄物（平成18年環境省告示第98号第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいう。）に限っては850℃以上で2秒以上滞留することが新たに規定された。

平成28年改正分

平成28年3月15日施行

(1) カドミウム又はその化合物を含む特別管理産業廃棄物等に係る基準の変更

ア 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更（令第2条の4）

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物（カドミウム又はその化合物を含む廃棄物を処分するために処理したものを含む。）に関する特別管理産業廃棄物の判定基準について、廃酸又は廃アルカリ以外のものにあつては溶出濃度が0.3mg/Lから0.09mg/Lに変更され、廃酸又は廃アルカリに該当するものにあつては含有濃度が1mg/Lから0.3mg/Lに変更された。

イ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準（令第6条、令第6条の5）

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準について、溶出濃度で0.3mg/Lから0.09mg/Lに変更された。

ウ 最終処分場に係る水質基準等の改正

（ア）管理型最終処分場に係る放流水の基準改正（最終処分基準省令別表第1）

管理型最終処分場の放流水に係るカドミウム及びその化合物の基準の値について、0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更された。

（イ）廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正（最終処分基準省令別表第2）

廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係るカドミウムの基準値について、0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更された。

平成28年4月1日施行

(1) 廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定及びその収集運搬に係る処理基準及び保管基準の追加（令第2条の4、令第6条、令第6条の5）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）の第1段階施行分）

廃水銀等が特別管理産業廃棄物に指定されるとともに、その収集運搬に係る処理基準及び積替え又は保管基準並びに事業場の保管場所における保管基準が強化された。

平成28年9月15日施行

(1) トリクロロエチレンを含む特別管理産業廃棄物等に係る基準の変更

ア 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更（令第2条の4）

トリクロロエチレンを含む産業廃棄物（トリクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものを含む。）に関する特別管理産業廃棄物の判定基準について、廃酸又は廃アルカリ以外のものにあつては溶出濃度が0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更され、廃酸又は廃アルカリに該当するものにあつては含有濃度が3mg/Lから1mg/Lに変更された。

イ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準（令第6条、令第6条の5）

トリクロロエチレンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準について、溶出濃度で0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更された。

ウ 最終処分場に係る水質基準等の改正

(ア) 管理型最終処分場に係る放流水の基準改正（最終処分基準省令別表第1）

管理型最終処分場の放流水に係るトリクロロエチレンの基準の値について、0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更された。

(イ) 廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正（最終処分基準省令別表第2）

廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係るトリクロロエチレンの基準値について、0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更された。

平成29年改正分

平成29年5月15日施行

(1) 登記事項証明書の添付を要する変更届出（規則第10条の10、規則第10条の23、規則第12条の10の2）

産業廃棄物処理業等変更届出及び産業廃棄物処理施設変更届出について、役員の変更の場合に、法人にあっては、登記事項証明書の添付が定められるとともに、産業廃棄物処理業等変更届出について、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合には、その期限が30日以内とされた。

平成29年10月1日施行

(1) 廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）の第2段階施行分）

ア 廃水銀等の処分基準の追加（令第6条の5）

廃水銀の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める方法（金属等を含む廃棄物の固形化等に関する基準（昭和52年環境庁告示第52号））により固化又は固形化し、同方法により処理したものうち、基準不適合廃水銀等処理物については遮断型最終処分場において処分することとされた。基準適合廃水銀等処理物については管理型最終処分場において処分できるが、その場合には、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じるおそれのないように環境省令（規則第8条の12の3）で定める必要な措置を講ずることとされた。

イ 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加（令第7条、令第7条の2）

廃水銀等の硫化施設を設置の際に都道府県知事（令第27条に規定する市の長を含む。）の許可を受けることが必要となる令第7条の産業廃棄物処理施設に追加するとともに、生活環境影響調査等の告示縦覧や市町村長の意見聴取等の手続を要する令第7条の2の産業廃棄物処理施設に指定することとされた。

ウ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準の追加（令第6条）

排出事業者により水銀使用製品であるか判別可能なものを水銀使用製品産業廃棄物、水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物を水銀含有ばいじん等と定義し、水銀等の大気への飛散防止、排出抑制等を講ずることとされた。

(ア) 水銀使用製品産業廃棄物の対象（規則第7条の2の4）

水銀使用製品産業廃棄物の対象は、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったものとされた。

- ① 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府・総務省・財務省・文科省・厚生省・農水省・経産省・国交省・環境省告示第22号）第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、規則別表4に掲げるもの
- ② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（同別表4下欄に×印のあるものに係るものを除く。）
- ③ ①又は②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

(イ) 水銀含有ばいじん等の対象（規則第7条の8の2）

水銀含有ばいじん等の対象は、次のとおりとされた。

- ① ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい1kgにつき15mgを超えて含有するもの（含有量については、排出時の状態のまま分析した数値により判断する。）
- ② 廃酸又は廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ1Lにつき15mgを超えて含有するもの

(ウ) 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬に係る処理基準の追加（令第6条）

水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物を破碎することのないよう、パッカー車等への投入を行わないこととし、当該水銀使用製品産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずることとされた。

(エ) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分基準の追加（令第6条）

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合の処分基準が次のように設けられた。

- ① 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- ② 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等のうちこれらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当以上であるものについては、あらかじめ環境大臣が定める方法（平成29年環境省告示第57号）により水銀を回収すること。
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(オ) 水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の対象（規則第7条の8の3）

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等のうち、処分又は再生を行う場合に、あらかじめ水銀を回収する対象が次のとおりとされた。

- ① 水銀使用製品産業廃棄物のうち、規則別表3に掲げるものが産業廃棄物となったもの
- ② 水銀含有ばいじん等については次のもの
 - ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい1kgにつき1,000mg以上含有するもの
 - 廃酸又は廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ1Lにつき1,000mg以上含有するもの

(カ) 水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法（平成29年環境省告示第57号）

- ① 水銀使用製品産業廃棄物については次のいずれかの方法
 - ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
 - 水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法
- ② 水銀含有ばいじん等については次の方法
 - ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

(キ) 水銀使用製品産業廃棄物の安定型産業廃棄物対象からの除外（令第6条）

水銀使用製品産業廃棄物が安定型産業廃棄物の対象から明確に除外された。

(2) 許可申請の添付様式（規則第9条の2、規則第10条の4、規則第10条の9、規則第10条の12、規則第10条の22、規則第11条）

許可申請の添付書類について、事業計画の概要を記載した書類、事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の付近の見取図、当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、申請書が個人である場合の資産に関する調書及び申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに当該しない者であることを誓約する書面に係る様式（様式第6号の2）が定められた。

平成30年改正分

平成30年4月1日施行

(1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の創設（法第12条の7）

一体的な経営を行う親子会社が都道府県知事の認定を受けた場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けずに処理することができるなどの措置が講じられた。

(2) 事業の廃止等に伴う通知等の義務付け

ア 事業の廃止に伴う通知等の義務付け（法第14条の2、法第14条の5）

（特別管理）産業廃棄物処理業の全部又は一部を廃止した者（廃止した事業に係る（特別管理）産業廃棄物の処理を終了していないものに限る。）は、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、事業の全部又は一部を廃止した旨を当該（特別管理）産業廃棄物の処理の委託者に書面により通知しなければならないものとされた。

イ 許可取消しに伴う通知等の義務付け（法第14条の3の2、法第14条の6）

（特別管理）産業廃棄物処理業の許可を取り消された者（許可を取り消された事業に係る（特別管理）産業廃棄物の処理を終了していないものに限る。）は、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、許可を取り消された旨を当該（特別管理）産業廃棄物の処理の委託者に書面により通知しなければならないものとされた。

(3) 産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化（法第15条の2の7）

法第15条の2の5第1項又は第2項に規定されるいわゆる乗入れ届出を行い、特例として一般廃棄物処理施設として設置された産業廃棄物処理施設について、施設の維持管理基準等の違反があった場合において、産業廃棄物処理施設としての停止命令等だけでなく、一般廃棄物処理施設としても停止命令等を行うことができることが明確化された。

(4) 有害使用済機器の保管等に係る届出制度の創設（法第17条の2）

ア 有害使用済機器の保管等に係る届出制度の創設

有害使用済機器の保管や破砕等の処分を業として行う者（以下「有害使用済機器保管等業者」という。）に対し、都道府県知事への届出や基準の遵守を義務付ける等の廃棄物に準じた措置を講ずることとされた。

イ 有害使用済機器の保管等に係る届出制度の創設

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器保管等基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならないものとされた。

(5) 事業の廃止等に伴う措置（法第19条の10）

廃棄物処理業を廃止した者（又は産業廃棄物処理業の許可を取り消された者）等により、産業廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の保管が行われていると認めるときは、都道府県知事（指定都市、中核市等にあつては、当該市の長）は、産業廃棄物処理基準に従って廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとされた。

(6) 産業廃棄物管理票の虚偽記載等に係る罰則の引上げ（法第27条の2）

産業廃棄物管理票及び電子情報処理組織を使用した産業廃棄物に関する情報の登録に係る罰則について引き上げを行い、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとされた。

平成31年(令和元年)改正分

平成31年3月3日施行

(1) 水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品及びあらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品の追加（規則第7条の2の4）

水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品に、放電管、水銀圧入法測定装置、ガス分析計、容積形力計、滴下水銀電極及び水銀等ガス発生装置の計6製品が加えられた。また、これらの6製品のうち、あらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品に、放電管、容積形力計及び滴下水銀電極の計3製品が加えられた。

令和元年9月4日施行

(1) 優良産廃処分業者による廃プラスチック類の保管上限の引き上げ（規則第7条の8）

廃プラスチック類の処理施設において、優良産廃処分業者が、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、その保管上限を従前の2倍とすることができることとされた。

令和元年12月14日施行

(1) 欠格要件の見直し（法第7条）

成年被後見人であるか否かにかかわらず、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者及び当該者を役員等とする者」は、許可を受けることができないこととされた。

(2) 欠格要件に係る届出（法第7条の2、法第14条）

廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者又はその役員等が、「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者」に該当するに至った後、遅延なく、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならないこととされた。また、産業廃棄物処理業者又はその法定代理人が「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった」場合には、排出事業者にもその旨を通知しなければならないこととされた。